

そういう状況の中で、我が国的主要な港湾におけるおきましては、平成二十二年度までに港湾コストの約三割低減、船が入港をして貨物を引き取るまでの時間でありますリードタイムを一日程度まで短縮を図る目標でございまして、こういった目標について、港湾コストにつきましては平成二十年度までに約二割低減、リードタイムの短縮につきましてはほぼ実現しつつあるという状況でございまます。

題、民間が利益を上げるために港湾運営会社に対してどのような支援策を講じようとお考えになつておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(林田博君) 様お答え申し上げます。
港湾運営会社、今回の民営化会社ではございま
すが、こういった会社におきましては安定的かつ
戦略的な経営が可能となるよう総合的な支援策を
講じてまいります。

いう詳細については港湾局長の方から御答弁をさせていただきましたが、私なりにこの港湾法改正に当たつて様々な視点からいろいろ調べさせていただきました。

してまいりたいと考えているところであります。

○中原ハ一君 それから、今回の港湾運営がこれまでの官から民になつたときに國益を損なうことないのか、また社会的な使命を果たせるのかどうか、こうした危惧をする声があります。私もそのようなことがあります。私はしないのかと思って疑問に思つてゐるわけですけれども。

私の身近な例として、かつて新潟西港に北朝鮮の万景峰号が入港したとき、全国から右翼の街宣車

しかしながら、近年の船舶の大型化の進展、二十四時間フルオープントリートを活用しました港湾手続のシングルウインドー化の必要性、さらには釜山新港などアジア主要港の強化を踏まえます

行政財産でありますか、こういつたものを港湾運営会社に貸し付けることによりまして港湾運営会社の長期かつ安定的な経営を可能としてまいります。また、港湾運営会社が行う荷役機械などの整備にかかる費用の一一部に対する無利子資金

ざいました。しかし今日は、先ほどからお話をがりましたように、中国あるいは韓国の港に大型船が入って、そこで荷分けをして日本に運び込むという、そのような状況にもなつていて私もうなづけます。

き港湾管理者である県職員、警察官、港湾管理区車が新潟西港に押しかけてまいりました。そのと
域内で入港阻止運動をする人たちを整理、誘導し
てくれて、あるいは柵も作ってくれて、混乱の防
止、抑止に勤めて助けてくれました。これは、県

点による港湾運営を戦略的に推進することが必要と考えてございます。こういった点を踏まえまして、今後、更なる選択と集中及び港湾運営の民営化を大きな柱として政策を推進していきたいと考えてございます。

○中原ハ一君　今御答弁いただいたような内容を
やはり民間の皆さんにはつきりした形でお伝えを
するということが大事だと思います。本当に今、
今回の法改正によって、これぞ民間企業が苦
ております。

は大変韓国、中国に比べて長くなっていると、この
ういうことから直接中国や韓国の港に運び込む
いう背景がございました。そこで、今御指摘があ
りましたように、民の視点を入れてこの運営を効
率化させて韓国や中国の港に直航する、あるいは

また、民になって今回のような大きな地震が発生したとき、港湾を優先的に利用させて、そして緊急物資をスムーズに運搬できるのかと、こういう疑問も生じるところであります。こうして列

○中原ハ一君 民の視点を取り入れるあるいは選択と集中、もちろん大事なことだというふうに思っているんですけども、今回の法律改正によって民の皆さん方が積極的に参入をしてくれると思うことは望ましいことなのかなと思います

しんでいる中で民間企業の側にどこではこれは
つの参入のチャンスだというふうにとらえていた
だけるような形で、これからも積極的な御支援を
ひとつよろしくお願いしたいと思います。

はそれを上回るような形のサービス体制を取ることが必要だらうと、そう考へてゐるところであります。

から港湾運営が官から民になつて國益を損じてしまう、あるいは社会的な使命を果たせないようなことが起きないのか、伺いたいと思います。

○國務大臣(大島章宏君)　ただいま、民間になつて先ほどの事例のような形のときに国が支援をす

もありますけれども、やはり民間が利益を上げる方が使命であり、民間が参入するためには利益を上げる前提条件を明確な形で整備することが必要ではないかと思います。

くという、大臣のひとつ決意をお聞かせ願いたい
と思います。

○國務大臣(大畠章高君) 中原議員の御質問にお
答えを申し上げたいと思います。

特に目標としては、二〇二〇年ぐらいまでには国際トンネル貨物、いわゆる日本に持ち込んでもアジアに小分けをするという、そのような選択肢があります。

ました。そういう意味で、今御指摘のような状況になりました場合には、当然公益というものを考えて同じように国が支援をするという姿勢は全く変わらないと考えております。

そのためには出資比率の問題と施設整備の問題

たたいま現状について
そしてどう行うのかと

をざれる港になるよう、に全力を挙げて強化を目指す

中原ハ一君
今大団の力強い御答弁を聞きました

て少し安心もしたわけでありますけれども、やは

す。

て少し安心もしたわけでありますけれども、やはり公共的な社会資本である港湾が民間運営会社が運営を行うようになったとしても、国益を損なうことのないよう、また社会的な使命が果たせるということは極めて大事でありますので、しっかりと対応をしていただき、また今後、国民の皆さんにもこうしたことをしっかりと御説明もするべきだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今 日本海側の港というお話をありました少し地元の話で恐縮なんですが、新潟港は北陸地方の産業を支える核として大きな役割を担っているわけですけれども、その港湾運営の民営化は地域の独自性を踏まえて進めていく必要があると考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○副大臣(三井辨雄君) おはようございます。もちろん先生の御地元でござりますし、また先生は特に海に関心をお持ちということをお聞きしております。

今の質問でござりますけれども、特に新潟港は、もう先生御存じのとおり背後には工ネルギー基地ですとかあるいは製紙、化学工場、飼料工場等もございますし、こういう多様な産業がまさに立地したところでもございますし、北陸地方の住

民の生活を支える大事な基盤となっている、役割を支えているということでござります。

いずれにしましても、新潟港の港湾運営の民営化につきましては、港湾管理者であります、今大臣からも御答弁ございましたけれども、新潟県が

○中原ハ一君 次に、今回の大地震による港湾の
中心となつて積極的に検討いただいていると聞い
ております。その中で地域における産業また
経済の実情や独自性を踏まえた港湾運営会社の設
立が必要かと考えております。

被害状況と復旧についてお伺いをしたいんですけども、改めて今回の大地震による港湾の被害状況と現在の復旧状況、そして今後の復旧の見通しについて伺いたいと思います。

本格復旧を進めるかといった問題がございます。

第二に、岸壁の利用に当たりまして、港内の静穏度、港内が波で荷役ができないような、こういった状態になつてはいけませんので、こういつた静穏度を確保するために必要不可欠な防波堤などの外郭施設の応急復旧をどのように進めるか。

三番目に、台風時期が迫っております。そういった台風に向けた浸水被害防止のために、真に緊急に必要な防潮堤などの応急復旧をいかに迅速に進めるかなどの課題があると認識をしております。

このほかにも、港湾の復旧には様々な課題が想定されるところでございます。これららの解決に向けて関係省庁、関係業界、関係の地方公共団体、さらには有識者の方々の御意見を幅広く聞きながら検討を進めていきたいと考えております。

○中原ハ一君 まずは、港湾にある瓦れきの処理を始め、幾つか深刻な課題があるというふうにお答えをいただきました。私もそうした状況を見れば復旧というのは生易しいことではないというふうに認識をいたしておりますが、しかしながら

日も早く被災した港湾を復旧し、港湾機能を回復させ、被災地域の皆さんに不足していると言われます軽油やガソリン、食料を始めとする生活関連物資、こういうものを運搬する体制を早く整えていかなければならないと思いますが、今後の復旧

○國務大臣(大畠章太郎君) ただいまいろいろな、
　　に当たり、ひとつ大臣の力強い決意を被災地の皆さんに届けていただきたいと思うんですけど、それとも、大臣の御決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

広範な観点から御質問を賜りましたが、この港湾の役割というのは大変大事であるということを今回の大震災の中でも強く認識を新たにしたところであります。

供させていただいておりますけれども、現在、関係各位の御努力によりまして、主に被害を受けた十五の港のうち十五、一〇〇%、岸壁全てではある

りませんけれども、使用することができるようになります。

なったわけであります。テレビ等でも 私の記憶では八戸港だつたと思いますが、タンカーが入って資材関係も荷降ろしされたということで、非常に厳しい、苦しい状況でありましたが、明るい話題としてニュース等でも出されました。

したがつて、この港をこれからどういう形で対応していくかであります。やはり津波に強い港を建設すること、これも大変大事だろうと思います。特に防波堤というのがいろいろ、うございます。特に防波堤を越えて津波が押し寄せたわけであります

が、防波堤も一定の役割を私は果たしていたと思
いますし、そういう意味では、今回の大震災を受
けて地震あるいは津波に強い港を造ると、そして
やはり地域における経済がある人は人々の暮らし
を支える大きな役割を果たすことができるような

港として、新たな観点からこの港の復旧復興に向けて努力をしてまいりたいと考えているところであります。

津波に強い、地震に強いと、こういう観点でこれから復旧に当たつていかれると思うんですけれども、今後港湾を復旧するとき、この被災した港湾をこれまでと同じ強度で、あるいは同じ規模で造らるのか、それとも今回と同じ規模の巨大地震が来

ても防御できるような港湾や防波堤を造るのか、大変な議論が必要になつてくると思います。また、莫大な財源が必要であることから、財源がネットクになつて、そうしたものを造りたくても議論がぐるぐる回つて結論が出ないと、こういうこと

も十分に考えられるというふうに思います。

か、町の産業とどう関連させるなどの、そういうものの盛り込んだ港湾の復興ビジョンのようなものが私は必要ではないのかな、こういうふうに

考
え
て
い
ま
す。

先ほど御答弁ありましたように、これから有識者の皆さんとじっくり御検討されてということになつていくんでしょうし、また、国土交通省の皆さんはそれぞれ一つ一つ、仮復旧、応急復旧、そして本格的なという地道な活動をされていくんだと思いますけれども、やはり被災地の皆さんにとりましては一つのそうしたビジョンを提示して、そうしたことに向かつて進んでいくんだ、こういうことを示してあげるべきではないかな、こういうふうに思つていますけれども、こうしたビジョンのようなものを策定するという考え方についてどのように考えられるか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(大畠章宏君) これは非常に大事な視点だと思います。政府の方でも、これから、今まで人命救助を第一にしておりまして、それから

では地域の方々の生活支援という視点、そしてこれから復旧復興という話になつてまいりますが、これだけの被害を受けたわけ에서는明白であります。

したがいまして、これから三井副大臣そして池口副大臣等々、私ども国土交通省としてもどうな形で復旧するのか、あるいは復興するのか、そういうことを検討してまいりますが、当然ながら

そういう意味では日本海側の港というのも大変大事であります。したがいまして、今回の大震災の大変厳しい試練といいますか、被害を受けたわけでありますから、これをしっかりと踏まえて、同じような震災に見舞われたとしてもこ

れだけの大規模な被害を出さなくて済むような形での復興策というものを検討していかなければならぬと考えております。

これについては、与党、野党というものを問わず各議員の皆さんのお持ちになる見識というのも是非とも踏まえさせていただきまして、より良いものができるようには私は努めるべきと考えており

ます。

以上です。
す。

○中原八一君 ありがとうございます。

○白浜一良君 公明党の白浜一良でございます。

まず、法案に関連いたしまして何点か御質問を

したいと思いますが、先ほどの質疑でもございま

したが、日本の主要港取扱量がどんどんランキン

グが下がつてゐるわけで、もつと集中させなきや

ならないということで、例えば、二〇〇四年です

か、スーパー中枢港湾構想がございまして、この

ときには今度は日本海側がフォローし、そして日本

海側が被災した際には太平洋側がそつた役割を

約四割を担いました。

今回の大地震を教訓に、太平洋側が被災したと

きには今度は日本海側がフォローし、そして日本

海側が被災した際には太平洋側がそつた役割を

約四割を担いました。

本海側の港が被災地の燃料や食料の集積基地になつて、私の地元である新潟港も緊急輸送量の

約四割を担いました。

本海側の港が被災地の燃料や食料の集積基地にな

ります。

ます。

○中原八一君 時間になりましたので最後になり

ますけれども、今回の大地震で東北太平洋側の港

が被災し航路が途絶えました。そのために太平洋

側の港に代わつて秋田港、新潟港、酒田港など日

本海側の港が被災地の燃料や食料の集積基地にな

ります。

ます。

○國務大臣(大畠章宏君) 確かに御指摘のよう

必要だと思いますが、お考えをお伺いさせて

もらつて、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(大畠章宏君) 確かに御指摘のよう

必要だと思いますが、お考えをお伺いさせて

もらつて、質問を終わりたいと思います。

ます。

るわけでございますから、これはやっぱりやつて
いかなきやならないということで、まあいろんな
ネットはあるでしよう。

荷揚げしてから手続等が非常に煩雑だろうと思ひます。

の体制をつくるように努力をしたいと思います。
○白浜一良君 今日は二十分しか時間ないので、

○國務大臣(大島章宏君) 基本的にはそのような考え方で臨むということで私はやつていきたいと

ネックはあるでしょう。

したがいまして、これから港の考え方は、巨

あと、想像を絶する大震災、大惨事が起こつたわ

考
え
て
お
り
ま
す。

私聞きましたら、これ大臣御存じかどうか知りませんけれども、入港して、荷役して、検疫して、税関して、ゲートから出でていって荷主に行くと、こういう流れがあるわけですね。私がいただけいた資料でいいますと、入港から荷役までは二十四時間は可能だと。ところが検疫で、これはもう時間制限されて検疫通れない。それから、税関も二十四時間行けるけれども、ゲートが閉まつてしまつて出れない。このいわゆる検疫とゲートがネットになつてゐるんですね、これ、二十四時間。

大船、巨大タンカーといいますか、それにまだ逍
い付いていないのも実態でありまして、その巨大
な船をどう着けるか、そしてそれをどう荷揚げす
るか、そしてそれをどういう形で検疫をして荷扱い
の方にお渡しするかと、そこまで含めた形で抜本
的にハードとソフトの両方を見直さなければいけ
ないと、そう考えております。

○白浜一良君　いや、だから農水大臣とか厚労大臣
と掛け合つたらどうですかということを私は
言っているんですよ。

○國務大臣(大畠章宏君)　これについては、是非

けで、少し復旧復興の、関連したちょっと質問を
したいと思いますが。
港湾局長来ていただいているので、これ通告して
いるかどうか分かりませんが、今朝の新聞で、
素案でしようが、いわゆる復旧復興の考え方とい
うのが新聞報道されておりますが、いわゆる地主
の持つていて、公社が持つていて、港も、要するに
これも国が補助をするというような考えが示さ
っていましたけれども、これは当然前向きに考えこ
れらんでしょうね。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

○白浜一良君 それでいいわけござります。
それで、これちよつと港湾が関係なくて、今日は住宅局長が来ていただいていますので、ちよつと住宅に関連して伺いたいと思ひますが。
これ、阪神・淡路のときも仮設住宅、今各県から三万余りの要望出でていますが、七か月掛かつたんですね。これ、今回の場合はどのぐらいのめどを持つていらつしやいますか。
○政府参考人(川本正 郎君) 御指摘のとおり、今被災各県からの要請戸数が三万三千戸余りでございます。これに対する供給ということで、国土

しょっちゅう十四時間開けているのはそれは
大変でしよう。世界の港を見ましても、二十四時
間フルオープンというのは確かにそれは少ない。
だけれども、二ニーズがあれば開けますよという、
そういう港が多いんですよ。少なくともそこまで
やるべきじゃないですか、これ。だから所管の農
水省とか厚労省とか、そういうところと大臣、掛
け合うべきじやないですか。こんなもの世界で競
争負けますよ、こんなことじや、ということをま
ず申し上げたい。

○國務大臣(大畠章宏君) ただいま白浜議員か
ら、非常に日本の港のウイークポイントというも
のを明確に御指摘いただいたと思います。

○白浜一良君 もう一つの御提案したい点は、どうしても港湾局は港だけですね、整備されるわけですが、先ほども、これも局長言つていましたが、そこから先のネットワークが大事なんですね、物流関係。だから道路で運ぶという、そういうネットワークも必要でしよう。それから、日本の拠点港から小さな船で分けて国内航路のラインをつくることもあるでしょう。

そういう全体の整備しないと、何ぼ、一つ造つたってそういうネットワークがなければここに来ませんよ、そこからの荷さばきが大事なわけで、

委員御指摘のとおり、実は阪神・淡路の震災のときに、神戸港の埠頭公社が保有をし運営をしておりました岸壁が被災をいたしました。このときにも、国あるいは神戸市さんも一部負担はされておりますけれども、しっかりとそいつた公共の主体が積極的に関与をし、具体的には財政支援を行つたわけですねけれども、復旧復興を行つております。

交通大臣の方から二ヶ月でおおむね三万戸ということで業界の方に要請をしましてスタートしておられますけれども、最終的に必要な戸数は恐らく阪神・淡路大震災のときを超えるんだと思つております。

阪神・淡路大震災のときには被災箇所が比較的限られていたこともあつて、避難民なんかに対するアンケート調査なんかも割とスマーズにいきますで、ある程度の戸数というのも早めにはじけたんですが、今回の場合は被災地も非常に広くて現地自体もまだ混乱が続いているということもあって、必ずしも全体の戸数ははつきりしておりません。

私も、十五年ほど前シンガポールに行きました。もうシンガポールの港に来る十五キロ圏ぐら
いでしようか、もう船は全部コンピューターでつ
かまえておりまして、どの船が何時に入る、そし
てそれをどういう形で荷揚げする。そしてそれを
どういう形でシンガポールの市内に運ぶと、これ
は全部システム化されていまして、もちろん無人
化されているわけでありまして、二十四時間でこ
ざいました。これがおよそ十五年前であります
す。日本の港はどうかといつたら、今御指摘のよ
うに、二十四時間化というのは当然これから考え
ていかなければなりませんが、ソフトのところ、

そういうことが大事じゃないかということを申し上げたいわけで。これも国交省だけでできないかとも分かりませんけれども、主としてこれは国交省の所管なので、道路にしても内航ラインにしておき、これは一体、今回、国際戦略港を指定されたら一体した整備をするというふうに考えていいですか。

たものへの復旧復興する、再建するということになります。
ながるというふうに考えております。
具体的にどういった施設をどういう形で支援をしていくのかをしていくのか、復旧復興の支援をしていくのかなどについて、これも早急に内容を詰めまして、具体的な措置を図っていくということを思つております。
○白浜一良君 もう長々と説明してくれぬでもねだけ言つてくれたらしいんですね。要するに、この公社の持つてゐる港も国が補助すると、そういう結論だけ言つてくれたらしいんですね。
臣、どうですか、これ。

ただ、今の様子で申しますと、阪神・淡路を超えるということであれば、おおむね2か月の三万戸という現在の供給のベースというものをその後も続けて、阪神・淡路四万八千戸造りましたからそれを上回る戸数の供給が必要になると思つておりまして、そういう準備を今進めているところでございます。

○白浜一良君 早いにこしたことはないわけで、督促していただきたいと思いますが。

それで、大臣、これは所管じゃないと思います。けれども、阪神・淡路の反省点があるんですね。要するに、抽せんで決めて順番に決めていったか

ねックはあるでしよう。

私聞きましたら、これ大臣、御存じかどうか知りませんけれども、入港して、荷役して、検疫して、税関して、ゲートから出でていって荷主に行くと、こういう流れがあるわけですね。私がいただけの資料でありますと、入港から荷役までは二十四時間は可能だと。ところが検疫で、これはもう時間が限られて検疫通れない。それから、税関も二十四時間行けるけれども、ゲートが閉まつてしまつて出れない。このいわゆる検疫とゲートがネックになつているんですね、これ、二十四時間。

よつちゅう二十四時間開けているのはそれは大変でしょう。世界の港を見ましても、二十四時間フルオープンというのは確かにそれは少ない。だけれども、二一ズがあれば開けますよという、そういう港が多いんですよ。少なくともそこまでやるべきじゃないですか、これ。だから所管の農水省とか厚労省とか、そういうところと大臣、掛け合うべきじゃないですか。こんなもの世界で競争負けますよ、こんなことじや、ということをまず申し上げたい。

○國務大臣(大畠章宏君)　ただいま白浜議員から、非常に日本の港のウイークポイントというものを明確に御指摘いただいたと思います。

私も、十五年ほど前シンガポールに行きましたで、もうシンガポールの港に来る十五キロ圏ぐらいでしようか、もう船は全部コンピューターでつかまっておりまして、どの船が何時に入る、そしてそれをどういう形で荷揚げする、そしてそれをどういう形でシンガポールの市内に運ぶと、これは全部システム化されていまして、もちろん無人化されているわけでありまして、二十四時間でございました。これがおよそ十五年前であります。日本の港はどうかといったら、今御指摘のように、二十四時間化というのは当然これから考えいかなければなりませんが、ソフトのところ、

荷揚げしてから手続等が非常に煩雑だろうと思いません。

したがいまして、これから港の考え方は、巨大船、巨大タンカーといいますか、それにまだ追いついていないのも実態でありまして、その巨大な船をどう着けるか、そしてそれをどう荷揚げするか、そしてそれをどういう形で検疫をして荷主の方にお渡しするかと、そこまで含めた形で抜本的にハードとソフトの両方を見直さなければいけないと、そう考えております。

○白浜一良君　いや、だから農水大臣とか厚労大臣と掛け合つたらどうですかということを私は言っているんですよ。

○國務大臣(大畠章宏君)　これについては、是非とも関係の大臣と話をさせていただきたいと思います。

○白浜一良君　もう一つの御提案したい点は、どうしても港湾局は港だけですね、整備されるわけですが。先ほども、これも局長言つていましたが、そこから先のネットワークが大事なんですね、物流関係。だから道路で運ぶという、そういうネットワークも必要でしよう。それから、日本の拠点港から小さな船で分けて国内航路のラインをつくることもあるでしょう。

そういう全体の整備しないと、何ぼ、一つ造つたってそういうネットワークがなければここに来ませんよ、そこからの荷さばきが大事なわけで、そういうことが大事じゃないかということを申し上げたいわけで。これも国交省だけでできないかも分かりませんけれども、主としてこれは国交省の所管なので、道路にしても内航ラインにしておも、これは一体、今回、国際戦略港を指定されたら、一体した整備をするというふうに考えていいですか。

○國務大臣(大畠章宏君)　今回、港湾法を改正させていただく提案をさせていただいていますが、当然ながら、港湾、港だけをすればいいというのじゃなくて、全体的に広範な範囲で総見直しをして、白浜議員からの御指摘にこたえるような形で

○白浜一良君 今日は二十分しか時間ないので、あと、想像を絶する大震災、大惨事が起こつたわけで、少し復旧復興の、関連したちよつと質問したいと思いますが。

港湾局長来ていただきたいので、これ通告しているかどうか分かりませんが、今朝の新聞で素案でしようが、いわゆる復旧復興の考え方というものが新聞報道されておりますが、いわゆる地主の持つている、公社が持つている港も、要するにこれも国が補助をするというような考えが示されていましたけれども、これは当然前向きに考えられるんでしょうかね。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、実は阪神・淡路の震災でときに、神戸港の埠頭公社が保有をし運営をしておりました岸壁が被災をいたしました。このときにも、国あるいは神戸市さんも一部負担はされておりますけれども、しっかりとそういう公共の主体が積極的に関与をし、具体的には財政支援を行つたわけですけれども、復旧復興を行つております。

今回の震災でも、そういう施設が、様々な主体が保有をする岸壁ですとか荷役機械ですか、そういうものが被災をしております。そういう被災をした施設を早急に復旧復興するといふことが地域の生活あるいは産業そのもの、そういうものを復旧復興する、再建するということにながるというふうに考えております。

具体的にどういった施設をどういう形で支援をしていくのか、復旧復興の支援をしていくのかについて、これも早急に内容を詰めまして、具体的な措置を図つていくということを考えてみたいというふうに思つております。

○白浜一良君 もう長々と説明してくれぬでもほんと論だけ言つてくれたらしいんですね。要するに、この公社の持つている港も国が補助すると、そういう結論だけ言つてくれたらしいんですよ。しかし、どうですか、これ。

○國務大臣(大島章公君) 基本的にはそのような考え方で臨むということで私はやつていただきたいと考えております。

○白浜一良君 それでいいわけでござります。

それで、これちょっと港湾が関係なくて、今日は住宅局長が来ていただいているので、ちょっとと住宅に関連して伺いたいと思いますが。

これ、阪神・淡路のときも仮設住宅、今各県から三万余りの要望出ていますが、七か月掛かったんですね。これ、今回の場合はどのぐらいのめどを持つていらしゃいますか。

○政府参考人(川本正一郎君) 御指摘のとおり、今被災各県からの要請戸数が三万三千戸余りでございます。これに対する供給ということで、国土交通大臣の方から二か月でおおむね三万戸ということで業界の方に要請をしましてスタートしておりますけれども、最終的に必要な戸数は恐らく阪神・淡路大震災のときを超えるんだと思っております。

阪神・淡路大震災のときには被災箇所が比較的限られていたこともあって、避難民なんかに対するアンケート調査なんかも割とスマーズにいきますして、ある程度の戸数というのも早めにはじけたんですが、今回の場合は被災地も非常に広くて現地自体もまだ混乱が続いているということもあるて、必ずしも全体の戸数ははつきりしておりません。

ただ、今の様子で申しますと、阪神・淡路を超えるということであれば、おおむね二か月の三戸といふいう現在の供給のベースというものその後も続けて、阪神・淡路四万八千戸造りましたからそれを上回る戸数の供給が必要になると思つておまりまして、そういう準備を今進めているところでございます。

○白浜一良君 早いにこしたことはないわけで、督促していただきたいと思いますが。

それで、大臣、これは所管じゃないと思いますけれども、阪神・淡路の反省点があるんですね。それをするに、抽せんで決めて順番に決めていったかございます。

ら「コミュニティが壊れているんですね。孤独死」という問題、特に高齢の方が何の人脈もないところでぽつと入って孤独死が多かつたとも言わっているわけで、今回の場合はそういうコミュニティを大事にしながら入居すべきだと、これは総務大臣の所管かどうか分からんけれども。

これは地方自治体がそういうやっぱり基準にするようにというような申入れを私された方がいいと思うんです。一番、仮設住宅造った経験としてこういう事例があるわけございますから、まずそういうふうな申入れしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(大畠章宏君) 私が津波、地震等で被災して避難所に入るということを考えた場合に、どういう形で生活の再建を図るかというと、やっぱりコミュニティの中で生活の再建を図りたいというのは当然でありますから、今御指摘のように、阪神・淡路のときの反省を踏まえて、そのような形で総務大臣の方にきっちと話をしたいと思います。

○白浜一良君 よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その次が住宅をどうするかということで、財力があつて自分の力でおうちを建てられる方はいいんすけれども、そうでない方はやっぱり補助する以外ないわけでございまして、阪神・淡路の場合は、まあいわゆる復興住宅ですね、公営住宅を建てられた。これは当然考えていらっしゃるんでしようね。

○国務大臣(大畠章宏君) まずは、今仮設住宅のところを一生懸命手当てをしているところですが、その次の段階にはそのようなことを当然ながら考えなければいけないと思います。

○白浜一良君 これも今日の新聞、朝刊見ていましたが、いわゆるマンションして書かれていたんですが、なんかの共同住宅の場合、これは要件を緩和して、みんなで再建しやすいようにするという、そういうことも考えていらっしゃるというふうに新聞に書かれていたんですが、そういうことなんですかね。

すかね。

○政府参考人(川本正一郎君) 住宅の自立再建を促進する、促すということで、検討すべきテーマの一つであるというふうに認識しております。

それで、私は大阪なんですけれども、もう建材がないんですよ、建築資材が、大阪でも。当然、いわゆる避難民の方はたくさんいらっしゃいますから、仮設住宅も急いで造らなあきません。資材が被災地に集中するというのはいいんですが、それが以上のことがあるのかも分かりません。

ですから、その辺の建築資材のどうなつてているかという目配りというか、足らない場合は緊急でも輸入するというぐらいの先手先手を打つていただかないと、今の市場は少し非常にひんんでいまよ。特に、小口のいわゆる住宅建設会社の場合は、もう順繕り順繕り売つて資金を回しているわ

けですから、もう建つのが遅くなってしまうと、もうそれだけで大阪なんかでもやっぱり厳しい、そういう業者の方もいらっしゃるわけでございま

すから。その辺、この建築資材のいわゆる、どうなつてているかということもきちっと管理していく

だいて、適切に資材が回るようにしていただきたい、このように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(大畠章宏君) 御指摘の点は、いろいろとその話も来ております。したがいまして、状況をよく調査すると同時に、売り惜しみとかそういうことを考へておられる方の意見を伺つてお

りますが、確かに土砂災害防止法というものがございます。これは山といいますか、山崩れとかそういうものに対するものでありますが、津波に対してどうするかということの視点はあります。

○国務大臣(大畠章宏君) お答えをいただきたいと思います。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。

まず、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案について何点か検討することが必要だと思想います。

○白浜一良君 終わります。

まず、近年、先ほど来御指摘がありますけれども、例えばコンテナ取扱貨物量の推移などを見ると、我が国の港湾の位置付けというのはどんどん低下をしてきているということございました。

○白浜一良君 もう時間がございませんので、最後に。

これは、今回の場合はもう本当に大きな津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを作つたければ、それを絶するそういう津波が来たわけ

が要ると思うんですが、そういう面でいいますと、今までには例え7メートルぐらいまでの津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを造つたけ

れども、それを絶するそういう津波が来たわけ

が要ると思うんですが、そういう面でいいますと、今までには例え7メートルぐらいまでの津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを造つたけ

れども、それを絶するそういう津波が来たわけ

が要ると思うんですが、そういう面でいいますと、今までには例え7メートルぐらいまでの津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを造つたけ

れども、それを絶するそういう津波が来たわけ

が要ると思うんですが、そういう面でいいますと、今までには例え7メートルぐらいまでの津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを造つたけ

れども、それを絶するそういう津波が来たわけ

が要ると思うんですが、そういう面でいりますと、今までには例え7メートルぐらいまでの津波を前提としたいわゆる防潮堤というんですかね、そういうものを造つたけ

れども、それを絶するそういう津波が来たわけ

特に、アジアの中でも、例え釜山、高雄、シンガポールといったところに比べて、日本の港、東京ですとか横浜、神戸、そういったところの取扱量が近年少なくなってきたいるということございます。

これは、数字のとらえ方というのいろいろあります。先ほどもお話をありましたけれども、例えば日本の経済力、中国の経済力、その国の経済力の推移によって随分取扱量というの左右をされる面もあると思います。一方で、日本の港の国際競争力というのがだんだんに下がつてきているというのも、これもまた事実ではないかと思います。

今回の法律改正で、例え港湾運営を民営化する、また港湾工事に対する資金的な手当てを行われるということになりますけれども、こういう内容が実施されることで、先ほど挙げたような東アジアの主要港との関係で本当に日本の主要な港湾が競争力を回復できるのかといった点について、認識をお伺いをしたいと思います。

今回、港湾運営を民営化する、また港湾工事に対する資金的な手当てを行われるということになりますけれども、こういう内容が実施されることで、先ほど挙げたような東

アジアの主要港との関係で本当に日本の主要な港湾が競争力を回復できるのかといった点について、認識をお伺いをしたいと思います。

○副大臣(三井辨雄君) お答えさせていただきます。

先ほど来、御意見賜つておられるところございましたが、確かに土砂災害防止法というものがござります。これは山といいますか、山崩れとかそういうものに対するものでありますが、津波に対

してどうするかということの視点はあります。それで、当然御指摘を踏まえて、そのような考え方も検討することが必要だと思想います。

○白浜一良君 終わります。

まず、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案について何点か検討することを思つております。

まず、港湾工事の対象に追加してまいりたいと思つておきました。また、国際戦略港湾と国際拠点港湾における港湾運営を一体化化に担う港湾運営会

おきました。また、国際戦略港湾と国際拠点港湾における港湾運営を一体化化に担う港湾運営会

おきました。また、国際戦略港湾と国際拠点港湾における港湾運営を一体化化に担う港湾運営会

勝つようなことを図つていきたいと、こういうよう
うに考えております。

○上野ひろし君

ありがとうございます。

今、改正内容、施策の内容を御説明いただきま
した。重要なのは、それを踏まえて最終的に、結
果として日本の港湾の国際競争力が上がるとい
うことだと思います。きちんと国土交通省としても
把握をされて、適切に対応いただきたいと思いま
す。

次に、港湾の国際競争力の強化というのは我が
国の経済にとって本当に大事なことであると、先
ほど来議論があるとおりでございます。今話があ
りましたように、今回の法律改正で港湾自体の競
争力を高めるという施策を実施される、それに
よつて外国から多くの貨物が集まるような港にし
ていくということでござりますけれども、重要な
のはそこから先なのではないかと思います。

先ほど白浜委員からも御指摘がありました。例
えば東京、横浜、神戸といった港に貨物が集まつ
た後に、この港からその先に連なつて内航海
運に対する対応、また港湾と道路の接続、そして
その先の道路のネットワークといった点に配慮し
て日本の物流全体を良くしていく、港に来た貨物
がスムーズに、例えば工業生産拠点、それから消
費地に届けられるようになりますということが大事な
のではないかと思います。

さらに、そういった日本全体として物流の効率
化、物流が円滑に回つていくというふうにするこ
とが港自体の国際競争力をまた上げていくとい
ことになるんだと思います。

こういった取組の必要性について大臣の認識を
お伺いするともに、今後、具体的にどういうこ
とをやっていくのかということを併せてお伺いし
たいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君)

上野議員の御質問にお

答えを申し上げたいと思います。

先ほど白浜議員にも申し上げたところでありま
すが、一言で言いますと、いつの間にか日本の港
の魅力というのが国際的に低下してしまった、こ

れは決して日本の港が劣化したわけではないんで
すが、相対的に低下してしまったと。私たちは、
改めて世界の経済の流れ、あるいは造船技術が進
んだために巨大な船を造るという状況になつたと
いう事実関係をしっかりと踏まえて対応しなけれ
ばならないという環境を認識したところであります。
そういう意味で、特に御指摘の点につきまして
は、単なる港だけのソフト、ハードだけでなく、
その周辺、そのつながるところの対応についても
含めて今回検討をして対処しなければならないと
いうことを認識しながら頑張つていただきたいと
思います。

○上野ひろし君

ありがとうございます。

港自体、それから内航海運についても、鉄道、
道路についても国土交通省の所管であります。全

体として日本の物流が強くなるように、そして、
またその結果として日本の港の国際競争力も高ま
る、そういう方向では是非努力をしていただきたい
と思います。

今回の震災では、従来と違つた津波による被害
と、それが随分大きくなり上げられているという
ことがあります。一方で、宮城県の北部だと思
いますけれども、最大震度七ということで、地震

自体によって住宅が倒壊をしたりするというケ
ースも随分多かつたのではないかと思います。前回
申し上げましたけれども、全壊、半壊が二万戸以
上という本当に大変な状況でござります。

加えて、現在そういう状況、全壊、半壊と
いつたところにまで陥つてない住宅や建築物で
あつても、地震の影響で非常に危険な状態にある
ものというのは実はたくさんあるのではないかと
思つています。これは特に被害が大きかつた岩
手、宮城、福島の三県に限らず、例えば茨城そ
れから栃木、千葉、群馬などについては、それぞれ

各県の中でも一万戸以上の建築物の一部破損とい
うのが生じているという状況でござります。

是非、建物の危険度判定というのを綿密に行つ
ていただきたい。そういう必要があると思います。

まあ、たまたま倒壊という状況に至つていいもの
であつても、本当に危険なものというのはたくさん
あると思います。そういうところには当然住め
ないわけですから、きちんと建て替えであつた
り、補修・改修といったところを国の方で支援を
していくという考え方が必要なのではないかと思
います。

○副大臣(池口修次君)

お答えをしたいと思います。

まず、危険度判定の件ですが、危険度判定とい
うのは、余震などが続いておりますので、一部危
険な家にいますと余震で二次災害が起きるとい
うことが懸念がされますので、地震発生直後からこ
の判定はやつております。

現段階、三月三十日の段階でございますと、十都
県百二十三市町村において計七万一千五百八十一
件の危険度判定を実施をしました。その中で、判
定の内容を言いますと危険とみなされるものが八
千五百三十八件ですから、一割強でございます。
要注意というのが一万五千九百五十一件というこ
とですから、二割弱。合わせると三割程度が危険
若しくは要注意ということになつております。こ
れは津波で流失した家は当然のことながら入つて
おりませんので、家屋ということでいえば相当
数、これの二倍、三倍の家が対象になつてくると
いうふうに思つております。

次に、国としての支援でございますけれども、
まず、補修に関する無料診断・相談というのを、
本日から順次無料で相談をすると。まず、電話で
やりながらとか、現地でやりながらということを
やり始めております。

その上で、どういう支援があるかということで
すけれども、一つには住宅金融支援機構における
災害復興住宅融資というのがあります。これは金
利でいうとちなみに一・七八%でございます。そ
れの次に、被災者生活再建支援法という、これは
内閣府が持つてある法律でございますけれども、

この支援制度で、上限三百萬という支援制度があ
ります。それと、災害救助法という法律がありま
して、これは厚労省が持つてある法律ですけれど
も、これで応急修理をするという場合に最大五十
二万円という支援の方法があります。

二種類の支援をしながら、これから住宅を再建を
していく人に対して国交省としても最大限の支援
をしていきたいというふうに思つております。
○上野ひろし君

是非、住宅の安全の確保、大変

重要な問題であります。また、これから建て替
え、補修・改修、大変なニーズがあると思います
ので、きちんとした支援をお願いしたいと思いま
す。

次に、復旧それから復興の在り方ということで
一点お伺いしたいと思います。

震災後、私も実際に被災地に行つてまいりま
した。具体的には福島県、特に相馬市、南相馬市で
ありますけれども、海岸沿いを見て歩くと本当に
大変な被害の状況であります。これまで住宅が
あつたところ、例えば千八百戸あつたところがも
う全部流されてしまつて、安否確認ができた
のは五百人だけだというところもございました。
特にそういうところについて言いますと、もう地
形も変わつてしまつて、住宅がずっとあつた
ところが地盤沈下をしてしまつて、全く海にな
つてしまつて、いるというところもございます。

また、表面が津波に完全にさらわれてしまつて
て、どこからどこまでが誰の所有なのかというの
が全く分からなくなつて、いるところもござい
ます。また、残念ながら亡くなられた方がたく
さんいらっしゃいますし、まだ、今、現時点でも
行方不明の方はたくさんいらっしゃる。土地の所
有の関係というのが本当に複雑な状況になつて
いるということではないかと思います。

現地はこういう様子でありますので、今回の震
災の復旧それから復興に当たつては、単純に家が
倒れた、そこに新しい家を建て直すというよう
な簡単な状況ではないのではないかと思つていま
す。まず、町自体をどういうふうに重建するのか

というプラン、市街地の再生ビジョンのようなものとのをまず策定した上で、そういう計画に従つて計画的に復旧・復興を図つていくことが特に今回のような災害の場合には必要なではないかと思っています。

是非大臣の見解をお伺いしたいということと、大臣の御認識、お考えを併せて伺いたいと思います。

また、こういう町の再建、復旧・復興に当たつてどういう視点が必要なのかといったことに関する大臣の御認識、お考えを併せて伺いたいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) これまで、先ほどから申し上げまいりましたが、人命救助、要するに人の命を守るという視点で一生懸命対処していました。それから、生活を支えるという意味で水、食料の供給、生活支援の物資の供給というものに力を注いでまいりました。今御指摘のようにこれからどのような形で復旧復興を行うのかという段階に入りました。

私は、ニュースといいますか、現地の避難所の子供さんが小学校を卒業した、あるいは幼稚園を卒業した、将来何になりたいですか、お医者さんになってみんなの健康を守つていきたいというようなお話を聞きましたが、そういう地域の方々がこれから自分の生きる道筋というものをしつかりと見出すことができるような形の復興を遂げなければならぬと考えております。

そういう意味では、先ほどからいろいろと御論議を賜りましたけれども、災害、いわゆる地震あるいは津波に強い町づくりというものを、私たち国だけでなく、地域の人々が自らの手でこういう町をつくろう、そういう機運をしっかりと私たちが受け止めて、それをどうバックアップできるのか。当然、国としての大きな道筋を示すことが必要ですが、その地域の方々あるいは自治体の首長さんや議会のお話を伺いながら、それを国が全面的にバックアップしていく、そういう姿勢でこの復興というものを遂げなければならないと考えております。

国土交通省としても、三井副大臣、池口副大臣

を始めとして、みんなで力を合わせてそのような復興の道筋ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。
先ほど申し上げました、もう現地では自分が元々持っていた土地も海の中に沈んでいるという状態でもあります。元に戻す、復旧ということがなかなか難しいというのが今回の災害の状況なのではないかと思います。是非、新しい町づくりをしていくという観点で復興していただきたい、

きちんとした理念の下に計画的な町づくり、町の再生を図つていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○藤井孝男君 今日は港湾法の改正ということでありますからいろいろお聞きしたかったんですが、もう既に各党から、私が質問しようとしたことをもう既に質問されていることもありますので、ちょっと角度を変えて質問するかもしれません、お許しいただきたく思います。

先ほど大臣の答弁の中に、民主党さんからの質問の中で、特に日本海側の拠点づくりについてと

いうことで、特に検討委員会をずっと設立して、

本来であれば五月ぐらいには公募を始めて七月ぐら

らいには拠点港をどうするか、日本海側の、こう

いう話でしたね。

私は、それは非常に大事なことだと思うんです

よ。今回、震災が起きたから日本海側の港が非常

に活躍した、それは大変有り難かつたことだと思

いますけれども、この法律の中心というのは要す

るに海外との競争力アップということですから、

これは今回、京浜地区と阪神地区だけですね。

そうすると、やっぱり日本海側の拠点特に大陸

とのいろんな貿易、交易、そして特に新潟とすれ

ばそこからの高速道路ネットワーク、新幹線、鉄

道網というのが充実しているという、そういった

ことを考えて、やはりただバランスを取りとい

うことじゃなくて、日本の全体的な、海洋国家です

から、そういう意味では私は日本海側の国際拠点

港というものをしっかりと充実させていただきたい

と、こう思いますけれども、その点について御意見があればお願いたいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) 太平洋岸は太平洋岸としながらも、日本海側の港のいわゆる選択と集中というものをどう扱うのかと、こういうことになりますが、御指摘のように検討委員会というものを立ち上げて、先生から五月云々というお話をありましたが、実は三月中旬ぐらいい公募の予定でございましたけれども、これがこういう状況ですから一時凍結をして延期をしておりますけれども、いずれにしても、日本海側も選択と集中という形で国際競争下における魅力ある港を造るといふことを念頭に置きながら取り組んでいきたいと考えているところであります。

○藤井孝男君 そこで、先ほど白浜委員からも指摘がありましたけれども、なぜ競争力がなくなつたのか、相対的に日本の港の評価の低下といいますか、そういうふうになつてきたのかといろいろ御指摘がありました。確かに二十四時間操業の問題、あるいはコストの問題、リードタイムの問題とか、あとはコンテナの問題、それから喫水ですね、やっぱりもう世界のこうした拠点港というの十六メートー以上といいますか、日本は十六メートー以上の喫水のある、接舷できるバー

スというのが非常に遅れているということともあり、いろんな要素が絡まつて日本の競争力が国際競争力を失つたということはあると思います。

それからもう一つは、これはある面では我々政治の方の責任もあると思うんですよ。結局、日本は戦後、欧米に追い付け、追い越せということで頑張つてきました。そういう意味では鉄鋼、製鉄所なんかは、アメリカなんかは内陸部にあるのを日本はいち早くそれはコストダウンを図るために港に製鉄所を造つて、それが功を奏して、あるいは造船もそうです。技術の高さももちろんありますけれども、そういうことを中心に港が充実し、整備され、そして輸出がどんどん伸びる、そ

ういうことで繁栄してきたんですね。ところが、それが総花的になつてしまつて、結局中心的に、

世の中の仕組みが変わつてきて、そういうたところに気が付かずにはあつとして広く薄く何か予算配分をしていったために全体的に何か沈んでしまつたという。そういう意味では、我々政治のやつてきたこと、予算配分について良かつたのかといえば、我々にも責任があるんじゃないかなとは思います。

そこで、今回はこうした大変な災害ということが起きまして、さらにそういう意味では今度の国際拠点港というのは非常に大事になると思っております。先ほどお話をありましたように、私も昨日質問いたしましたけれども、やっぱり復旧

というのは単なる町を復旧する、復興するという

んじゃなくて、全体的な大きなスケールメリットは何であるかということを考えながら復旧復興をやつていかない、ただ単に人が戻ってきてまた

ふるさとに住めるようになつたということではなく、それに加えて、日本のせつからく復旧復興をす

べて、やはり天災はもちろんでありますけれども、それに加えて、日本のせつからく復旧復興をするならば、これが日本の東北の、あるいは日本全

体の国際競争力、そういうことに向けての観点からのやはりプランというものを是非つくついて

ただきたいと思いますが、その点について大臣、また御意見があればお聞きいたしたいと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) 御指摘の点でございますが、大変残念なことに関東、東北地域が大変な被害を受けたわけであります。御指摘のように、ただ単に元に戻せばいいということではないと、逆に言いますと、これから大変な予算を投入します。

して復旧復興をするわけですから、これから時代において東北、この被災を受けた地域がまさに基盤を強化して新たな町づくり、あるいは新たな拠点づくり、そういう意味で国際的にも魅力ある経済都市というものをつくることが必要だ

と思います。

これはまさに國づくりでありますから、国土交通委員会としても是非先生の御見識等を踏まえさせていただいて、そのような未来に通ずる復興を遂げたいと考へております。

○藤井孝男君 是非頑張つていただきたいと思います。

そこで、港湾局長、ちょっとお伺いしますが、今度の法案、国際競争力を付ける、そして民間の力を借りる、あるいは知恵を借りるということで民营化を進めていくということですが、私はかつて郵政民营化に反対してきた一人なんですが、も、民营化ということについて私はこの今回の法案については賛成であります。

ところが、ある面では、これを民营化すれば何か競争力が付いて港の運営がうまくいくということではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたいと思います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までのいわゆるこの業務の運営がうまくいくということですが、何

とではなく、やつぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたいと思います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回の法案に盛り込まれていただきました港湾運営会社の具体的な業務の在り方ということにつきましては、実は法案作成段階から地元の港湾管理者あるいは船会社さん、あるいはまた港湾運送の荷役をやっていらっしゃる方々、こういった方々とも様々なレベルで意見交換を行っております。

委員御指摘のとおり、今回の港湾運営会社とい

いますのは、公設民営と私ども呼んでおりますけれども、国あるいは港湾管理者が持つております

岸壁、埠頭といったものを貸付けをさせていただいて、そういった岸壁、埠頭用地の上で言わば運営を行つていただくということを考えております。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

そういう意味では、國、地方公共団体たる港湾管理者との連携もこれまで以上に緊密に行つていただく必要がありますし、船会社あるいは荷主の立場から効率化を図つていく、あるいは貨物取扱いの品質といったものもしっかりと確保していく必要があります。

そこで、港湾局長、ちょっとお伺いしますが、今度の法案、国際競争力を付ける、そして民間の力を借りる、あるいは知恵を借りるということで民营化を進めていくということですが、私はかつて郵政民营化に反対してきた一人なんですが、も、民营化ということについて私はこの今回の法案については賛成であります。

ところが、ある面では、これを民营化すれば何か競争力が付いて港の運営がうまくいくということではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたいと思います。

○藤井孝男君 どうかお互いの、今まで主体的に

地方自治体がこの管理者として中心で動いてお

る、それと国との関係。それから、今度新しい運

営会社ができるわけですから、そうすると、それ

まで従事した労働者の皆さん方あるいは経営す

る側もそういう点十分、今局長、丁寧に答えて

いただきましたけれども、是非その点を配意しな

がら頑張つていただきたいと思います。

最後になりますけれども、震災がありました。

大臣、非常に、先ほど報告と申しましようか状況

について答弁ありましたけれども、これ、十五港

のうち全て使えるというわけじゃなくても、一部

要望もないだいております。

そういう意味で、私どもこういった緊急物資に

加えて、従来、生活、産業を支えているようなそ

ういう物資がしっかりと輸送できるような、そ

ういうようつた復旧復興というものを進めていきたい

といふうに考えております。

○藤井孝男君 ここに私、手元に今写真を入手

したんですけども、まさに各港、大変な災害になつておりますね。

たというのは、大変私はこの点については敬意を

表しております。

ただ、お話をありましたように、例えばタンカー

が着いて、要するに燃料は運んだけれども、そこ

から荷揚げがうまくいかなかつたとかという話も

ちょっと聞くのですから、その点について、や

はりせつからタンカーがガソリンなりあるいは軽

油なり灯油なり、そういうふうになつていて、その

に、そこからの荷揚げとか、そこから被災地への

物流、物資の輸送とかということについてどのように

なつてお伺いできればと思つております。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までのいわゆるこの業務の運営がうまくいくということですが、何

とではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく

配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ

生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険

性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたい

と思います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回の法案に盛り込まれて

きました港湾運営会社の具体的な業務の在り方

ということにつきましては、実は法作成段階から地元の港湾管理者あるいは船会社さん、あるいはまた港湾運送の荷役をやっていらっしゃる方々、こういった方々とも様々なレベルで意見交換を行っております。

委員御指摘のとおり、今回の港湾運営会社とい

いますのは、公設民営と私ども呼んでおりますけれども、国あるいは港湾管理者が持つております

岸壁、埠頭といったものを貸付けをさせていただ

いて、そういった岸壁、埠頭用地の上で言わば運

営を行つていただくということを考えております。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までのいわゆるこの業務の運営がうまくいくということですが、何

とではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく

配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ

生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかくなるという危険

性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたい

と思います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までのいわゆるこの業務の運営がうまくいくということですが、何

とではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく

配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ

生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかくなるという危険

性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたい

と思います。

○吉田忠智君 昨年十月に私が馬淵大臣にしたときの答弁とほとんど変わらないんですね、今の

三井副大臣の答弁は。

この間の規制緩和によつて、例えば、そういは

いましても港湾労働者の賃金は他の技術系労働者

そういう意味では、國、地方公共団体たる港湾管理者との連携もこれまで以上に緊密に行つていい必要がございますし、船会社あるいは荷主の立場から効率化を図つていく、あるいは貨物取扱いの品質といったものもしっかりと確保していく必要があります。

そこで、港湾局長、ちょっとお伺いしますが、今度の法案、国際競争力を付ける、そして民間の力を借りる、あるいは知恵を借りるということで民营化を進めていくということですが、私はかつて郵政民营化に反対してきた一人なんですが、も、民营化ということについて私はこの今回の法案については賛成であります。

ところが、ある面では、これを民营化すれば何か競争力が付いて港の運営がうまくいくということではなく、やっぱりこれまでのいわゆるこの業務に携わってきた方々との調整、ここはやはりよく配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたいと思います。

○政府参考人(林田博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までのいわゆるこの業務の運営がうまくいくということですが、何

となく配慮していきませんと、ただ単なるあつれきだけ生んで、結果的にはお互いに壁だけができる、結果的には運営がうまくいかなくなるという危険性もありますから、その点についてどういうふうに配慮されているか、局長の御意見をいただきたいと思います。

○藤井孝男君 どうかお互いの、今まで主体的に

地方自治体がこの管理者として中心で動いてお

る、それと国との関係。それから、今度新しい運

営会社ができるわけですから、そうすると、それ

まで従事した労働者の皆さん方あるいは経営す

る側もそういう点十分、今局長、丁寧に答えて

いただきましたけれども、是非その点を配意しな

がら頑張つていただきたいと思います。

最後になりますけれども、震災がありました。

大臣、非常に、先ほど報告と申しましようか状況

について答弁ありましたけれども、これ、十五港

のうち全て使えるというわけじゃなくても、一部

要望もないだいております。

そういう意味で、私どもこういった緊急物資に

加えて、従来、生活、産業を支えているようなそ

ういう意味で、私どもしつかりと輸送できるよう、そ

ういうようつた復旧復興というものを進めていきたい

といふうに考えております。

○副大臣(三井辨雄君) お答えさせていただきま

す。

厚労省の調査によりますと、規制緩和以降も特

に港湾労働者の現金給付額、これは全職種から見

ましても上回つていると聞いております。また

港湾労働者の労災の発生率も減つていると。また

規制緩和によりまして、そういう意味から申

じ上げますと港湾労働者への悪影響は生じていな

いと考へています。

また、今回港湾運営の民営化によりまして、我が國の港湾は更に国際競争力を強化して、我が國の港湾での貨物量を増大していく、それによりまして港湾労働者の雇用にもつながると考へています。

また、今年十月に私が馬淵大臣にしたときの答弁とほとんど変わらないんですね、今の三井副大臣の答弁は。

この間の規制緩和によつて、例えば、そういは

いましても港湾労働者の賃金は他の技術系労働者

使われる状態にあつたわけでござりますけれども、それ以外の十四港で一部の岸壁が使えるような状態になりました。

ただ、今御指摘がありましたとおり、喫水制限

という水深の制限が残つていたり、あるいは陸上

部も埠頭用地が沈下をしていて重いものは載せら

れないというようなこともあつたり、様々な実は

障害が残つております。陸上との接続の部分、こ

れはかなり実際に使える状態になつてきておりま

すけれども、まだまだ細部といふか部分部分は障

害が残つているところがございます。

こういつた海から陸につなぐ全てのチャンネル

でござります。

委員御指摘のとおり、十五の港、元々青森港は

使われる状態にあつたわけでござりますけれども、

それ以外の十四港で一部の岸壁が使えるような状

態になりました。

ありがとうございました。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智

です。

港湾関係で働く労働者は、法改正による港湾經

営の民営化や規制緩和により、コスト削減、価格

競争が進み、港湾関係の労働者の賃下げや、長時

間労働による安全衛生水準の低下など、自らの労

働条件の劣悪化につながるのではないかと大変懸念

念をされておられます。法案ではこうした懸念に

どのように配慮されるのか、まずお伺いをいたし

ます。

港湾関係で働く労働者は、法改正による港湾經

営の民営化や規制緩和により、コスト削減、価格

競争が進み、港湾関係の労働者の賃

いつた問題を抱えておられるか、こういつたことにつきまして、私どもは直接港湾労働者の方々の御意見を賜つて、具体的な港湾の政策にしつかり

と思つております。

○吉田忠智君 労働者の皆さんのお意見を聞くこと

に加えて、是非使用者側に対しても適切な助言をしていただきたい、そのことを要望しておきます。

最後に、大臣にお伺いします。

日米地位協定の第五条では、米国の船舶等が日本

の港湾を利用できると定めています。一方、神戸市は神戸港において非核神戸方式により外國軍

の艦船に核兵器を搭載していないことの証明を求

めており、自治体独自の方針で寄港制限を行つて

います。改正により、港湾運営会社の寄港許可、

あるいは国からの命令で米軍艦船の寄港を認める

ような事態になり、地域住民や自治体の意思がな

いがしろにされるのではないかと懸念をされてお

りますが、もう確認で結構であります、これまで

どおりということで、大臣、確認してよろしいで

すね。

○國務大臣(大島章宏君) 吉田議員の御質問であ

りますが、衆議院のときにも国土交通委員会での御質問をいただきました。

基本的に、私もいろいろ調べさせていただきま

したが、海といふものは基本的にオープンであ

ると、こういう国際的な考え方があつて、したが

いましてこの港湾法の第十三条に、何人に対して

も施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平

等な扱いをしてはならないと、こういうことに

なつておるわけであります、しかしその港湾の

管理は基本的に地方公共団体が現在港湾を管理し

ているところであります。それぞれの港にはそれ

ぞれの歴史がございます。そういうものを踏まえ

て、民営化されたこの港湾運営会社も同じよう

な形で運営がされるものと考えております。

○吉田忠智君 地域主権を掲げる政権でもござい

ますし、非核神戸方式には影響は及ばないと、そ

のよう理解をいたしました。

○委員長(小泉昭男君) 他に御発言もないよう

です。本案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○吉田忠智君 引き続き恐縮です。

私は、社会民主党・護憲連合を代表して、港湾

法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一

部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本法案は、選択と集中をうたい、国際戦略港湾

となる京浜・阪神両港に政策資源を集中し、港湾

経営を民間会社に委ねることを解禁するもので

す。

しかし、東日本大震災によって港湾をめぐる状

況は大きく変化をしました。国土交通大臣が被災

した港湾の復旧が最優先と御答弁されておられま

すように、今取り組むべきは、被災した港湾の復

旧と港湾と共に生きてきた人々の暮らしの再建で

す。

港湾労働者で組織する全国港湾労働組合連合会

と全日本港湾運輸労働組合同盟は、業界団体であ

る日本港運協会と共同で救援物資に係る港湾荷役

作業に全力を挙げておられます。こうした中で港

湾法改正は強行すべきではありません。厳しい財

政制約の中で港湾法改正に係る五千五百億円に

も上の事業費は震災復興に振り向けるべきです。

第二に、港湾運営会社制度の導入は、港湾運営

に民間の経営手法を導入し、独自の資金調達や岸

壁使用料の設定、ポートセールスを可能にすると

いますが、利益最優先の船社、荷主、外資を含

む投資家による港湾支配や、国有財産である港湾

を投機の対象とみなすことになる懸念があります。

また、民営化と規制緩和による効率一辺倒の港

湾運営が港湾労働者を犠牲にしないための配慮が

なっています。これを許します。岩井茂樹君。

○岩井茂樹君 私は、ただいま可決されました港

湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風

会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあが

持、雇用の安定、職域の拡大、福利厚生の増進等の良好な労働条件の確保は担保されておりません。

第三に、国際戦略港湾等に支援を集中すること

は、支援から外れていく国際拠点港湾、重要港

湾、とりわけ地方港の切捨てへつながり、これ

らに一層困難な港湾運営を強制する懸念があります。

第四に、港湾管理者である自治体への国の監督

権限を強化する改正法は港湾の民主化に逆行し、

地域主権の流れにも反するものです。

戦前、戦中、港湾は戦地と銃後を結ぶ拠点とな

りました。戦後、その総括と反省に立つて、平和

憲法に基づき、港湾管理行政は地方行政の一つと

して行う、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換

し、平和日本実現の理想達成を目指すとの考えで

港湾の民主化が行われてきました。現在も非核神

戸方式などの米軍艦船への入港規制が取り組まれ

ています。改正法は、こうした地域住民や自治体

の意思を踏みにじるものではないかと懸念されて

おります。

以上、反対の理由を申し上げ、私の討論を終わ

ります。

○委員長(小泉昭男君) 他に御意見もないよう

ですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法

律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小泉昭男君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、岩井茂樹君から発言を求められており

ますので、これを許します。岩井茂樹君。

○岩井茂樹君 私は、ただいま可決されました港

湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風

会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあが

れ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべ

きである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾におい

て甚大あることに鑑み、被災した港湾施設

の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資、

復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保

し、被災者への支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、

特に津波による被害の発生実態を調査・分析

し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。

三 今回の東北地方太平洋沖地震による被害に関し、

な社会基盤である港湾の運営主体となること

を踏まえ、国民の生命と生活の安定に貢献す

るという観点で災害時の対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活

動及び国民生活を支える重要な課題であるこ

とに鑑み、国際戦略港湾に関する施策につい

ては、これを国家戦略として効率的かつ集中

的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの

重要な役割を担つていてることに鑑み、国際戦

略港湾以外の港湾についても、引き続きその

機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾

運営会社の設立に当たつては民の視点が十分

確保されるよう、適切な指導を行うこと。ま

た、港湾運営会社が埠頭群の運営を行うに當

たり、港湾の一元的な運営を円滑に遂行でき

るよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的

な運営主体となることに鑑み、特に公共性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

八 港湾管理者と港湾運營会社との連携が十分図られるよう努めること。

九 港湾運營会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう港湾運營会社の指導に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対応すること。また、港湾労働者にしわ寄せが及ばないよう配慮し、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生の増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(小泉昭男君) 全会一致と認めます。よつて、岩井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小泉昭男君) 全会一致と認めます。よつて、岩井君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大畠国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大畠国土交通大臣。

○國務大臣(大畠章宏君) 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして眞剣かつ熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御質疑内容や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め理事の皆様、また委員の

皆様の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

大変ありがとうございました。

○委員長(小泉昭男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小泉昭男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十九分散会